



第2号様式（第5条関係）

（表）

第 号	
送迎用スペース管理指導員証	
写 真	所 属 氏 名 生年月日
上記の者は、亀岡市駅前送迎用スペース管理条例施行規則第5条第2項に規定する送迎用スペース管理指導員であることを証明します。	
年 月 日 発行	
有効期限	年 月 日
亀岡市長 <span style="float: right;">印</span>	

（裏）

亀岡市駅前送迎用スペース管理条例施行規則（抜粋）

（送迎用スペースの管理における措置）

第3条 市長は、条例第4条第1項に規定する施策として、条例第2条に規定する駅前送迎用スペース（以下「送迎用スペース」という。）内において、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 条例第3条に規定する行為をしようとする者、現にしている者又は禁止行為に違反して駐車している車両の所有者に対して当該行為をしないことについての指導及び啓発をすること。
- (2) 前号の場合において、現場に当該車両の運転者がいないため、当該運転者に対して、同号の規定による措置を講じることができないときは、直ちに当該車両を送迎用スペースから移動することを要請するための警告書（別記第1号様式）を当該車両の見やすい箇所に取り付けること。
- (3) 送迎用スペース及びその周辺地域における駐車施設に関する情報を提供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例第3条に規定する行為を防止するため市長が必要と認める措置を講じること。

（送迎用スペース管理指導員）

第5条 市長は、規則第3条に規定する事務を行わせるため、本市職員（当該事務を委託したときは、当該委託を受けた法人その他の団体職員を含む。）の中から送迎用スペース管理指導員を指名する。

2 送迎用スペース管理指導員は、その職務を執行する場合において、その身分を示す送迎用スペース管理指導員証（別記第2号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3号様式（第6条関係）

（表）

住所 氏名	様	第 年	月	号 日
		亀岡市長	印	
命令書				
あなたは、亀岡市駅前送迎用スペース管理条例第5条の規定により直ちに下記の措置をとるよう命令します。				
なお、正当な理由がなく命令に従わない場合には、同条例第7条の規定により過料に処せられることになります。				
記				
1 行為の日時	年	月	日	
	時	分	から	時 分 まで
2 違反行為の内容				
(亀岡市駅前送迎用スペース管理条例第3条第 号に規定する禁止行為)				
3 車両の自動車登録番号				
4 措置の内容				
5 監督処分の対象者	送迎用スペースの利用者	車両の所有者		

(裏)

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

亀岡市長 印

告知・弁明書

あなたは、亀岡市駅前送迎用スペース管理条例第3条に規定する禁止行為を行ったため、同条例第5条の規定により、命令の対象になります。

つきましては、亀岡市駅前送迎用スペース管理条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、弁明の機会を付与します。

1 行為の日時 年 月 日  
時 分 から 時 分 まで

2 違反行為

（亀岡市駅前送迎用スペース管理条例第3条第 号に規定する禁止行為）

3 車両の自動車登録番号

4 弁 明  上記のとおり認めます。弁明することはありません。  
 下記のとおり弁明します。  
（ )

年 月 日

署 名

第5号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

亀岡市長 印

過料処分告知・弁明書

あなたは、亀岡市駅前送迎用スペース管理条例第5条に規定する命令に違反したため、同条例第8条の規定により、過料処分の対象になります。

つきましては、亀岡市駅前送迎用スペース管理条例施行規則第7条第2項の規定に基づき弁明の機会を付与します。

1 行為の日時 年 月 日  
時 分 から 時 分 まで

2 違反行為

（亀岡市駅前送迎用スペース管理条例第5条第 項に規定する命令の違反）

3 弁 明  上記のとおり認めます。弁明することはありません。  
 下記のとおり弁明します。  
（ )

年 月 日

署 名



(裏)

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。